

令和4年3月17日

令和4年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和4年3月3日 開会

令和4年3月17日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和4年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和4年3月17日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 第1番 | 伊藤 英人君 | 第2番 | 森田 紀子君 | 第3番 | 相田恵美子君 |
| 第4番 | 小山 辰美君 | 第5番 | 木村 圭君 | 第6番 | 大澤由香里君 |
| 第7番 | 澤本 幹男君 | 第8番 | 小峰 陽一君 | 第9番 | 石田 芳英君 |
| 第10番 | 宮野 亨君 | 第11番 | 高橋 邦男君 | 第12番 | 原島 幸次君 |

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

| | | | |
|----------|--------|-----------|--------|
| 町 長 | 師岡 伸公君 | 副 町 長 | 井上 永一君 |
| 教 育 長 | 若菜 伸一君 | 企画財政課課長補佐 | 徳王 龍介君 |
| 若者定住推進課長 | 須崎 洋司君 | 総 務 課 長 | 天野 成浩君 |
| 危機管理担当主幹 | 大串 清文君 | 住 民 課 長 | 加藤 芳幸君 |
| 福祉保健課長 | 菊池 良君 | 観光産業課長 | 杉山 直也君 |
| 環境整備課長 | 坂村 孝成君 | 会 計 管 理 者 | 坂本 秀一君 |
| 教 育 課 長 | 新島 和貴君 | 病 院 事 務 長 | 岡野 敏行君 |

令和4年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第4号]

令和4年3月17日(木)

午前10時00分 開議

会 期 令和4年3月3日～3月17日(15日間)

| 日程 | 議案番号 | 議 案 名 | 結 果 |
|----|--------|-------------------------------------|------|
| 1 | — | 議長開議宣告 | — |
| 2 | — | 議会運営委員会委員長報告 | — |
| 3 | 議案第24号 | 令和4年度奥多摩町一般会計予算 | 原案可決 |
| 4 | 議案第25号 | 令和4年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 5 | 議案第26号 | 令和4年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 6 | 議案第27号 | 令和4年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 7 | 議案第28号 | 令和4年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 |
| 8 | 議案第29号 | 令和4年度奥多摩町介護保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 9 | 議案第30号 | 令和4年度奥多摩町下水道事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 10 | 議案第31号 | 令和4年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算 | 原案可決 |
| 11 | 議案第32号 | 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて | 原案同意 |
| 12 | — | 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について | 決定 |
| 13 | — | 議員派遣について | 決定 |
| 14 | — | 町長あいさつ | — |

(午前10時46分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力の程よろしく申し上げます。

日程第 2 議会運営委員会委員長報告を行います。

本件については、去る 3 月 15 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、原島幸次議員より報告願います。原島幸次議員。

〔議会運営委員長 原島 幸次君 登壇〕

○議会運営委員長（原島 幸次君） 議会運営委員会の報告をいたします。

令和 4 年第 1 回奥多摩町議会定例会の追加案件について、去る 3 月 15 日、午後 3 時 30 分から議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果をご報告申し上げます。

本日、追加議案として、町長提出議案 1 件を上程することに決定しました。この議案の取り扱いについて申し上げます。配布してございます提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第 32 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについてにつきましては、単独上程の上、無記名投票による採決と決定しております。

以上が議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定しました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

これより議案審議に入ります。

日程第 3 議案第 24 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計予算、日程第 4 議案第 25 号 令和 4 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第 5 議案第 26 号 令和 4 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第 6 議案第 27 号 令和 4

年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第7 議案第28号 令和4年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8 議案第29号 令和4年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第9 議案第30号 令和4年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、日程第10 議案第31号 令和4年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上8件を一括して議題とします。

本件については、去る3月7日、予算特別委員会に審査が付託され、3月15日に審査が終了しております。本日、お手元にその結果が報告されております。

審査の経過及び結果について予算特別委員会委員長、木村圭議員から報告願います。木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

当委員会は、去る3月7日に審査を付託された議案第24号 令和4年度奥多摩町一般会計予算、議案第25号 令和4年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、議案第26号 令和4年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、議案第27号 令和4年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、議案第28号 令和4年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号 令和4年度奥多摩町介護保険特別会計予算、議案第30号 令和4年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、議案第31号 令和4年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上8件の議案について3月11日と15日の2日間で審査を行いました。

2日間とも全委員が出席し、議長もオブザーバーとして出席されておりましたので、審査経過については省略し、結果のみ報告させていただきます。

議案第24号から議案第31号までの全8会計の予算については、3月15日にそれぞれ採決を行った結果、いずれも委員多数の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算特別委員会の議案審査報告を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま上程の議案第24号から議案第31号までの各会計予算についての質疑は、この際、省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第31号までの質疑は省略することに決定しました。

次に、ただいま上程の議案第 24 号から議案第 31 号までについて討論を行います。

なお、議案第 27 号 令和 4 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算については、申し出がありますので、討論を行い、その他の議案第 24 号から議案第 26 号及び議案第 28 号から議案第 31 号の 7 議案については、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 3 議案第 24 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 24 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4 議案第 25 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 25 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5 議案第 26 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 26 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号について、討論の申し出がありましたので、これより討論を行います。

はじめに、議案第 27 号について反対の議員の討論を行います。6 番、大澤由香里議員。

○6 番(大澤由香里君) 6 番、大澤です。

第 27 号議案 令和 4 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算について、可決に反対の立場から討論を行います。

今回の国の仮係数による 1 人当たりの保険税額の値上げ幅は、国保制度を都道府県単位化して以来、最大の値上げ幅となっています。

東京都は、昨年 12 月末の国の確定係数を受けて、今年 1 月に区市町村の納付金額を決定し、各区市町村に通知しました。区長会、市長会、町村会も緊急要望した負担軽減予算は組まれていません。

奥多摩町では、今年度より約 800 万円もの大幅値上げです。令和 4 年度の奥多摩町国民健康保険税は、そうした納付金の大幅値上げと今年度の据え置きを反映し、現行税率より

7%もの値上げとなっております。

本町の国保加入者は、6割が軽減世帯ですが、2割軽減の65歳以上の夫婦2人、夫の年金のみの収入で所得120万円の世帯でも11万700円から11万9,500円と8,800円の値上げとなります。

国民の切実な要望に押され、来年度から全世帯の未就学児を対象に均等割の5割軽減が行われるようになりました。未就学児が2人以上いる軽減世帯では、今年度より減額となり、また、所得によっては1人でも減額になるケースもあるようです。未就学児を持つ軽減世帯にとっては助かります。

しかし、未就学児のいないほとんどの世帯では値上がりします。例えば、給与所得200万円、64歳以下の夫婦と子ども2人の世帯は2割軽減世帯ですが、26万9,400円から28万9,500円と2万100円の値上げです。軽減措置のない給与所得300万円の64歳以下の夫婦と子ども2人の4人世帯では35万2,100円から、子どもの均等割軽減があっても1万2,300円増の33万9,800円、ない場合は2万6,300円増の37万8,400円と、所得1カ月分の1.5倍にもなる税額です。

今でも所得の1割強を超える税の負担は、町民に重くのしかかっており、更なる値上げは、深刻な状況を生み出しかねません。「年金などの収入は下がるのに、物価や税金は上がるばかりで困る」、町民の切実な声です。

新型コロナウイルスの感染による暮らしや経済への影響は大きく、厳しい暮らしを余儀なくされている人は少なくありません。とりわけ国民健康保険加入者である自営業や非正規雇用の人たちへの支援は十分とは言えません。そうした中、国保税の大幅な値上げによって、払えない町民が増えることが懸念されます。

今こそ国が責任を持ち、住民の命と健康を守るために、そして、制度を維持するためにも国庫負担の大幅増額を行い、安定した国保財政にするために責任を負うべきです。町には最大の支援を国と東京都に強く求めるとともに、高過ぎる国保税を引き下げる努力をしていただきたいと申し上げて、第27号議案 令和4年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算についての反対討論といたします。

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第27号について賛成の議員の討論を行います。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

ただいま議案第27号 令和4年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算につきまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

先日3日の本会議で改正された奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に基づいての令和4年度の予算編成であると認識しております。

一昨日、加藤住民課長からもご説明がありましたように、国民健康保険税の改定は、3年毎の税率改定であります。今回は、新型コロナウイルス感染症などもあり、1年見送ったことによる改定で、標準保険料率は、現在の税率からかけ離れた数字となってきておりました。

課題になっている約3,550万円の法定外繰入についても、国や都としては削減していく方針とのことでもあります。

東京都が示している標準保険料率につきましては、合計で所得割11.31%、均等割で6万9,480円となっております。現在、町の保険料率は、所得割8.65%、均等割4万7,500円となっていて、標準保険料率よりも低い水準に収まっております。

また、東京都に納める納付金に関しては800万円ほどの増額となっております。これは、自然増のほかに新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の増額分もあるため、臨時的な要因も含まれていると思われまます。

先程の奥多摩町の健康保険料率は、東京都の標準的基準よりも低い水準であります。これを一気に引き上げるということはできず、負担がかからない範囲内で、3年毎に計画的に少しずつ改定していくことが必要となっております。これを行わないと、納付金プラス事業費の運営費に対して、保険税の国都補助金プラス繰入金などの財源は足りなくなってしまい、財政状態が悪化して制度維持が困難になってしまうことによりまます。

奥多摩町の現状は、歳入面の1人当たり年間の保険税は7万1,000円で、東京都でも2番目に低い金額ですが、一方、歳出面の1人当たり年間の医療費は46万5,000円と東京都で一番高い金額となっております。また、今までの改定幅は5%相当でしたが、今回は、1年見送ったことにより7%相当の改定幅でした。

町でもこのような状況のため、これ以上の医療費の上昇を抑えるため、住民の皆様には、病気の早期発見と早期治療、特定健康診査やがん検診などの受診の勧奨、フレイル予防など、健康増進事業への予算を策定して実施するとのこととございます。

少子高齢化や全世代対応型の社会保障制度を今後も安定的に、継続的に維持し、構築するためには、今後も社会保険制度の財政基盤を確保ならしめる必要があります。先日の繰り返しになりますが、受益者負担の原則、国民健康保険制度の継続性のある適切な運営、そして、国民一人一人が適切な医療を享受する権利があるということを踏まえ、国民健康保険制度を根底から支え、継続して維持するために必要不可欠で、最善の予算編成であると考

えます。

今後も住民皆様にとって安心安全な医療、介護サービスが享受できるようなシステム構築と継続をお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第 27 号について反対の議員の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第 27 号について賛成の議員の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第 27 号の討論を終結します。

これより採決します。日程第 6 議案第 27 号について原案に賛成の議員は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 27 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 28 号について原案に賛成の議員は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 28 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 29 号について原案に賛成の議員は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 29 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 30 号について原案に賛成の議員は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 30 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 31 号について原案に賛成の議員は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 31 号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、日程第 11 議案第 32 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて

を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） それでは、タブレット、議案第 32 号をご覧ください。議案第 32 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、東京都青梅市師岡町 4 丁目 13 番地の 9。氏名、松永健太郎。生年月日、昭和 52 年 4 月 29 日生まれでございます。

提案の理由でございますが、識見を有する者のうちから選任した監査委員、佐久間勝氏が令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、その後任として、松永健太郎氏を選任しようとするものでございます。

佐久間勝監査委員におかれましては、平成 30 年 4 月から監査行政事務に携わっていただき、ご指導・ご助言をいただいておりますが、この 3 月 31 日をもちまして任期満了によりご退任されます。任期 4 年間の長きにわたっての監査行政事務に対しまして感謝と御礼を申し上げます。

さて、後任にご提案申し上げます松永健太郎氏の学歴、職歴、経歴等につきましては、タブレットの略歴書のとおりでございますが、次のページの略歴書をご覧ください。

学歴では、平成 8 年 3 月、昭和第一学園高等学校を卒業、平成 12 年 3 月、東京会計専門学校卒業、平成 24 年 3 月、駿河台大学大学院経済学研究科を卒業しております。

次に、職歴では、平成 13 年 4 月 1 日、松永勇公認会計士事務所入所、令和元年 10 月 21 日、事務所解散により退所、翌日 10 月 22 日、松永会計事務所を設立し、現在に至っております。

次に、経歴では、平成 26 年 7 月 1 日から社会福祉法人東京武尊会監事、また、令和元年 10 月 22 日からは松永会計事務所所長に就任しており、それぞれ現在に至っております。

次に、免許・資格では、平成 25 年 2 月 21 日、税理士登録を行っております。

松永氏は、人格が高潔であると同時に、東京税理士会青梅支部に所属し、非常に幅広い識見をお持ちの方で、当町の財務管理をはじめ、事務事業の経営管理、行政運営及び公会計における財務書類の作成並びに下水道事業公営企業会計移行等において専門的な見地から適切にご指導とご助言をいただく監査委員として適任でございますので、議会の同意を

お願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 32 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 32 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 32 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は、無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（高橋 邦男君） ただいまの出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に、1 番、伊藤英人議員、2 番、森田紀子議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（高橋 邦男君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

日程第 11 議案第 32 号、松永健太郎君を奥多摩町監査委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1 番、伊藤英人議員から順次投票願います。

（投票）

○議長（高橋 邦男君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。1番、伊藤英人議員、2番、森田紀子議員に立ち会いをお願いします。

（事務局開票作業）

○議長（高橋 邦男君） それでは、投票の結果を報告します。投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票中、賛成票 11 票、反対票 0 票。以上のおり賛成が多数であります。よって、松永健太郎君を奥多摩町監査委員に選任することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋 邦男君） 次に、日程第 12 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出がありましたので、お手元に配布の継続調査事項のおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第 13 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 124 条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配布の議員派遣予定表のおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

ここで、本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3月3日から始まりました令和4年度の第1回定例会の閉会にあたりまして、一言挨拶をさせていただきます。

条例の改正、それから、町路線の廃止と認定、指定管理者の指定、また、令和3年度の補正予算、そして、人事案件等のご承認をいただきました。大変ありがとうございました。また、11名の議員皆様から19の質問、施政方針についても3名の議員からご質問いただきました。

現状のコロナ感染症対策の中で将来を見据えた財源確保、新しいまちづくり、地域づくり、観光地としてのありよう、道路対策を含めた災害時対応と防災計画の策定、少子高齢化、定住化対策等々、多くのご提案、ご意見をいただきました。

また、予算特別委員会では、木村委員長のもと、令和4年度の予算を可決、承認していただきました。本日も本会議におきましてご承認をいただきました。委員会でも活発なご意見、ご質問いただき、今後の行財政運営にしっかりと反映をしております。

次に、例年3月末で実施しております専決処分の内容につきまして3点お願いを申し上げます。

はじめに、令和3年度一般会計補正予算（第6号）についてですが、主に、東京都市町村交付金の交付決定15億668万7,000円や今後、通知があるであろう税連動交付金額の確定並びに特別交付税の確定等に伴うもの、町独自の専決処分とさせていただきます。

2つ目は、町税賦課徴収条例の一部を改正する条例。内容につきましては、景気回復に万全を期すため、土地に関わる固定資産税等の負担調整措置について激変緩和の観点から、商業地等に関わる課税標準額の上昇幅を抑制するもの。令和4年度に限りまして評価額現行5%を2.5%とする。地方税法等の一部を改正する法律に伴うもので、国会の審議に伴うものであります。

3つ目は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例。内容は、国民健康保険税の課税限度額を改めるため、地方税法等の一部を改正する法律に伴うもので、同じく国会の審議に伴うもので、現在、通常国会が開催されているところであります。

例年のこととなりますが、法律が施行されれば4月1日から執行しなければなりませんので、その部分に係ります条例改正案の専決処分をさせていただきたいと考えております。

いずれも地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行う予定であり、次回の

議会で皆様に報告をさせていただくこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

さて、感染症対策であります。住民皆様のご協力にまず感謝を申し上げたいと思います。また、ワクチンの接種促進へ医師のメッセージ、それから、奥多摩中学校生徒による町民皆様へのメッセージ等、コロナ感染症対策への啓発活動につきましてもこの場を借りて御礼を申し上げます。

このように順調に接種が推移しておりますが、移動困難な住民皆様には、東京都からの照会を受け、町からワクチンバス、ワクチンワゴンをお願いしたところ、昨日と本日、派遣スタッフが奥多摩町の高齢者家庭に入らせていただいております。小児接種、子どもたちの接種につきましてもこの制度を活用させていただき、今後、順次進めていく予定であります。

現段階でまん延防止等重点措置の解除の方向が示されておりますが、私たち住民は、危機感と緊張感を引き続き継続していくことをお願いしたいと存じます。暫くは限られた中での町の行事となることもご了承ください。

また、昨日の地震には驚かされましたが、現在、役場のほうに被害その他、連絡は入っておりません。環境整備課職員が今、町をまた巡回をしているところでございます。

議員皆様には、昨年引き続き、このコロナ禍における議会運営にご理解を賜り、職員を代表して感謝を申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和4年第1回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦労さまでした。

午前10時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員